

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 7 日

就労選択支援サービス開始予定事業者等 御中
(松江市に所在する事業所を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課
(指 導 給 付 係)

就労選択支援の新規指定に係るヒアリングの実施について

平素より、本県の障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日より就労選択支援サービスが開始されますが、事業の指定手続きを円滑に進めるため、下記のとおりヒアリングを実施いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

1. ヒアリング対象について

令和 7 年 10 月 1 日から事業開始する予定の事業所等

2. ヒアリングの日程について

(1) 日程について

別添 1 の日程調整表に希望日時を記入いただき、メールにてご提出ください。

○☐ 切

令和 7 年 7 月 18 日 (金)

○☐ 回答先

syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

(2) ヒアリング実施箇所

県東部に所在する事業所 (松江市を除く) : 島根県庁障がい福祉課

隠岐地区に所在する事業所 : オンライン実施

県西部に所在する事業所 : 地域福祉課石見指導監査室

3. ヒアリングに必要な提出書類

(1) 提出書類

- ・ 指定申請書類一式 (別添 2)
- ・ 報酬算定に係る届出書

※様式は県 HP からダウンロードしてください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiser vice/syurosentakushien.html>

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木）必着

(3) 提出方法

郵送

（提出先）

県東部、隠岐地区

島根県健康福祉部障がい福祉課指導給付係

〒690-8501 松江市殿町1番地（県庁第2分庁舎1階）

県西部

島根県健康福祉部地域福祉課石見指導監査室

〒697-0041 浜田市片庭町254番地（浜田合同庁舎別館3階）

4. その他

令和7年11月以降に事業開始予定の事業者等については、通常どおり、事業開始予定日の2月前までに指定申請をお願いします。必要に応じて、ヒアリングを実施します。

【問い合わせ先】

（県東部・隠岐地区）

島根県健康福祉部障がい福祉課指導給付係

TEL：0852-22-5327

（県西部）

島根県健康福祉部地域福祉課石見指導監査室

TEL：0855-29-5645